

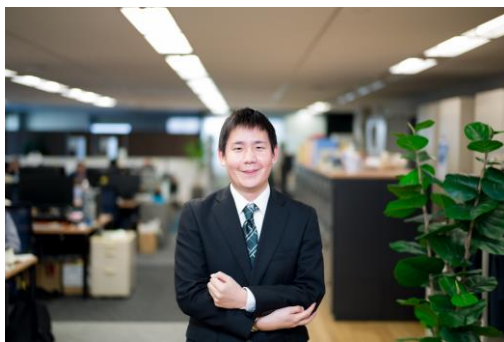
INTERVIEW

電力・ガス取引監視等委員会事務局 取引監視課

古田 雄己 課長補佐

着任時期：2023年1月

経歴：弁護士・法律事務所



ーご経歴・現ポストに至る経緯を簡単に教えてくださいー

2021年に所属していた法律事務所に入所し、再生可能エネルギー・不動産・PFI・船舶・航空機といった分野のファイナンス案件を担当していました。電取委には2023年1月に着任し、取引監視課で電力・ガスの小売取引の監視業務を中心に担当しています。

ー電取委に着任されたきっかけなどはあったのでしょうか？ー

もともとエネルギー分野には興味があり、行政の視点でエネルギーに携わることに興味がありました。偶然、大学時代の先輩の弁護士が電取委で勤務されていることを知ったことをきっかけに、自分も電取委で業務を行ってみたいと思いました。ちなみに、当時、事務所で電取委での勤務経験がある弁護士もおらず、自分から事務所内の先生方に御相談させていただき、送り出していただきました。

ーそれはすごいですね。そのようにしてご自身の強い意志で実現した電取委への着任ですが、着任後のイメージや印象はいかがでしたか？ー

着任前は、正直、役所的な堅いイメージを持っていましたが、来てみるととても暖かい雰囲気、居心地の良い環境だと感じました。業務上、私自身はリーガルな業務を扱う機会が多いですが、この辺りについては職員の皆様にも親和性があるためか、議論における意思疎通等で困難を感じたことはありません。むしろ、法曹業界の外の方たちと仕事することで、法律に対してより丁寧な説明を心掛けたり、弁護士としての視点では気が付かなかった論点に出会ったりと日々気づきがあります。唯一、霞が関用語は今でも勉強中ですが（笑）。

ー電取委で刺激的な日々を送っていらっしゃるということですが、特に印象深かった業務はありますか？ー

一つは規制料金の値上げ審査です。私自身は、主に料金以外の供給要件の変更などを担当しましたが、料金審査を行う周りの職員の皆さんの、国民生活への影響を考慮して緻密に検討を尽くすという姿勢に、行政を担うという覚悟や心構えが見えて非常に印象的でした。

二つ目は小売電気事業者に対して業務改善勧告を行った案件で、これは自分が事案の発見時から勧告を行うまでの一部始終に関わったものになります。この案件の対応を通じて需要家の利益の保護や世間の関心に応えて、厳正な対応をすることで行政としての影響力や貢献を実感することができました。



行政の視点でエネルギーに携わる

ーそうした業務の中で、ご自身の知見が活きたと感じた瞬間ややりがいを感じた瞬間はありましたか？ー

やはり、約款など契約に関わる分野は事務所でも扱ってきたところになりますので、これまでの経験を活かすことができたと思います。また、事業者に対して業務改善勧告などの対応を行うに際しては、調査をして把握した事実実際に法律をどう適用・評価をするかを考え、それを公表して世に出すということになるので、法律家としては緊張感がありますし大仕事でチャレンジングでした。

ー逆に、電取委に来たからこそ得られた知見や、行政の魅力を感じる部分はありますか？ー

何といってもやはり、ルールメイキングに携わることができるのは行政に来たからこそその財産だと思います。個人的なイメージですが、弁護士の仕事は、主に既存の法律の枠内でロジックを考えるとと思いますが、行政においては、適正な制度設計を行うことも使命である以上、既存の枠組み自体を変えろという発想が議論の中で出てきますし、実際、電取委は建議を行うことで制度改正を促すことができる。この視点やルールメイキングに携わった経験は、今後弁護士としても、制度設計の過程も含めた知見を持つということ非常に価値が大きいと思います。

ーありがとうございます。最後になりますが、何か一言！ー

電取委は、エネルギー分野を扱う行政機関としてマイナーなイメージがあるかもしれませんが、電取委は規制サイドの経験も政策側の経験も積むことができるので、幅広い実務的な経験を得ることができると思います。電取委で得た経験は、弁護士にとして事業者にアドバイス等をさせていただく際に大きな武器になると思います。

実際に法律をどう適用するかを考え、それが世に出るというのは法律家として大仕事

